

## 成田市土木工事週休2日制適用工事試行実施要領

### (目的)

第1条 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取組が求められている。このため、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取組として、週休2日制適用工事を試行するものである。この要領は、週休2日制適用工事の試行に關し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 週休2日制適用工事

現場閉所による週休2日制工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

#### (2) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

#### (3) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

#### (4) 現場閉所による週休2日制工事

##### 1) 完全週休2日

対象期間において、すべての週で現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により同一の週に代替休日を設定するものとする。

週の定義は原則、以下のとおりとする。

- ・週の定義は月曜日から日曜日までとする
- ・月の最終週で1週間に満たないものについては翌月の第1週に含めるものとする
- ・着手日及び完了日を含む週で1週間に満たないものは判定の対象外とする

##### 2) 月単位の週休2日

対象期間において、すべての月で現場閉所率が28.5%（8/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、着手日及び完了日を含む月で当該月の対象となる日数が1週間に満たないものは判定の対象外とする。

##### 3) 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が28.5%（8/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

##### 4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、監督員に報告のうえ、現場閉所日数に含めることができるものとする。

#### 5) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいい、契約後、受発注者で協議して定めることとする。

#### 6) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷(対象期間の日数－対象期間外の日数)

### (5) 週休2日交替制工事

#### 1) 完全週休2日

対象期間において、すべての週で対象者の平均休日率が28.5%（2/7日）以上となる休日の確保をしたと認められる状態をいう。

週の定義は原則、以下のとおりとする。

- ・週の定義は月曜日から日曜日までとする
- ・月の最終週で1週間に満たないものについては翌月の第1週に含めるものとする
- ・着手日及び完了日を含む週で1週間に満たないものは判定の対象外とする

#### 2) 月単位の週休2日

対象期間において、すべての月で対象者の平均休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日の確保をしたと認められる状態をいう。

#### 3) 通期の週休2日

対象期間において、対象者の平均休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日の確保をしたと認められる状態をいう。

#### 4) 休日

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、監督員に報告のうえ、休日の日数に含めることができるものとする。

#### 5) 対象者

当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満となる者は除く。

#### 6) 対象期間

対象者が当該工事に従事した期間をいう。

#### 7) 従事期間

元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制上の工期日数を基本とする。

8) 休日率

休日率=対象期間内の休日日数÷(対象期間の日数-対象期間外の日数)

9) 平均休日率

平均休日率=対象者の休日率の合計÷対象者数

(6) 共通

対象外となる期間

年末年始6日間(12月29日から1月3日まで)、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、その他工事に終日着手していないものとして対象期間に含むことが適当でないとされる期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。

(発注方式)

第3条 現場閉所による週休2日制工事を原則とするが、昼夜連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。また、現場閉所による週休2日制工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し監督職員が承諾した場合は、週休2日交替制工事に変更することができるものとする。

2 週休2日制適用工事の発注は次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

特記仕様書に発注者指定型の週休2日制適用工事である旨記載し、発注者が週休2日に取組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除くすべての対象工事で、受注者が契約締結後から現場着手日までに週休2日に取組む旨を発注者と協議したうえで取組む方式とする。なお、協議が整わない場合においても通期の週休2日に取組むものとする。

(対象工事)

第4条 本要領に関する週休2日制適用工事は、本市が一般競争入札で発注する工事(営繕関係工事は除く)を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 現場施工日数が30日未満(不稼働日含む)の工事

(2) 災害復旧工事など社会的要請により早期の工事完成が望まれる工事

(3) 前各号に掲げるほか現場条件等により週休2日制が適さないと認められる工事

(4) 特記仕様書に週休2日制適用工事の適用対象である記載の無い工事

### (工期設定)

第5条 工期は、原則として「土木工事における適切な工期設定の考え方（千葉県県土整備部技術管理課）」に基づき、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間を積上げて設定することとする。

### (実施方法)

第6条 週休2日制適用工事を実施する受注者は、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、現場着手日の前日までに、監督職員と週休2日の取組方式及び対象期間について、工事打合せ簿により協議すること。また、対象期間内における現場閉所・休日予定がわかる工程表等を、当初月は工事着手日までに、それ以降は月初めの作業開始前までに監督職員に提示すること。

- 2 受注者は、対象期間中、週休2日制適用工事を実施している旨の工事看板及び計画表を工事関係者や公衆が見やすい場所に明示すること。
- 3 受注者は、現場閉所・休日予定日に作業を行う必要が発生した時は、作業内容及び振替日を監督職員へ書面により事前に報告すること。ただし、緊急を要する場合は口頭等による報告を行えるものとする。口頭等による報告が行われた場合は後日、打合せ簿を作成すること。
- 4 受注者は、毎月の工事履行報告書（様式1）に併せて、月別閉所確認表（様式2）又は月別休日確保状況確認表（様式3）を監督職員に提出すること。その際、必要に応じて現場閉所・休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。なお、工事履行報告書には現場閉所日数と現場閉所率又は休日率を記載すること。なお、最終月においては対象期間終了後速やかに提出することとする。
- 5 現場完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合は、受発注者協議により現場閉所・休日の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所・休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。
- 6 工期に変更が生じた場合は、受発注者間で工事工程のクリティカルパス等を再度共有し、受注者は監督職員と対象期間について工事打合せ簿により協議すること。

### (積算方法)

第7条 現場閉所による週休2日制工事の場合は対象期間中の閉所状況に応じて、週休2日交替制工事の場合は現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、別紙の通り経費に補正係数を乗じるものとする。ただし、工事着手日の前日までに週休2日に係る協議が整わなかったものは、補正の対象としないものとし、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて補正係数の変更を行うものとする。

- 2 補正方法は以下の通りとする。

#### (1) 発注者指定型

当初の予定価格において、月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗

じた補正を行うものとする。施工後に現場閉所又は休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して変更契約を行う。また、現場着手前の協議により受注者が完全週休2日を希望した場合は、その達成状況に応じ増額変更する。

## (2) 受注者希望型

当初の予定価格において、経費補正は行わない。現場着手前に受注者が完全週休2日又は月単位の週休2日の取組方法について希望した場合は、施工後に現場閉所又は休日率を確認し、達成状況に応じて各経費の補正係数を変更して変更契約を行う。

## (その他)

第8条 受注者は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義が生じた事項について、監督職員と協議すること。

2 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義が生じた事項について、契約検査課と協議すること。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。